

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業
(積替え又は保管を含まない)
の許可申請について(手引)

令和6年1月 改定

京都府総合政策環境部循環型社会推進課

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可申請について

目 次

1	(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可の概要	
(1)	許可の区分	1
(2)	許可申請等の相談・受付の窓口	1
2	許可の要件	
(1)	知識及び技能	2
(2)	経理的基礎	2
(3)	欠格要件	2
(4)	施設に係る基準	4
3	許可申請手続	
(1)	許可申請書	5
(2)	許可申請手数料	5
(3)	様式・添付書類	5
(4)	留意事項	5
4	(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業を行う上での基準等	
(1)	(特別管理)産業廃棄物収集運搬基準	6
(2)	(特別管理)産業廃棄物収集委託基準	7
(3)	産業廃棄物管理票 (マニフェスト)	8
(4)	委託者への通知	9
(5)	帳簿の記載	9
(6)	収集運搬の再委託	9
5	許可取得後に必要な手続等	
(1)	許可の有効期間と更新手続	10
(2)	変更許可	11
(3)	変更届	11
(4)	廃止届	11
(5)	欠格要件等該当届	11
(6)	許可証の再交付	11
別表 1	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	12
別表 2	(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請提出書類	14
	産業廃棄物収集運搬業許可申請書及び添付書類 記入例	17

1 (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可の概要

他人から委託を受けて(特別管理)産業廃棄物の収集又は運搬を行う者は、業務を行おうとする区域^[注1]を管轄する都道府県知事等^[注2]の許可を受けなければならず、許可を受けずに収集運搬業を行った者や許可内容以外の処理を行った収集運搬業者は、処罰の対象となります。

[注1] 産業廃棄物を積み込む場所、積み下ろす場所

[注2] 「政令市内で積替え又は保管を行う場合」又は「政令市内でのみ業務を行う場合」は政令市長(京都府内では京都市)

(1) 許可の区分【(産廃)法第14条第1項 (特管)法第14条の4第1項】

許可は、業の区分(以下の表)ごとに、「積替え又は保管の有無」や「取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類」をその「事業の範囲」として限定した許可となります。

業の区分が異なる許可を取得しようとする場合、それぞれ新たな許可申請が必要です。

また、事業の範囲を変更する場合、変更許可を受ける必要があります。

業の区分	事業の範囲	
産業廃棄物 収集運搬業	積替え又は保管を含まない	取り扱う産業廃棄物の種類
	積替え又は保管を含む	取り扱う産業廃棄物の種類
特別管理産業廃棄物 収集運搬業	積替え又は保管を含まない	取り扱う産業廃棄物の種類
	積替え又は保管を含む	取り扱う産業廃棄物の種類

(2) 許可申請等の相談・受付の窓口

住所(個人)、本店所在地(法人) 積替え又は保管のない収集運搬のみを行う場合	窓口
京都市、京都府外	総合政策環境部 循環型社会推進課 (産廃収集運搬許可相談コール) 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 [TEL 075-414-5138 FAX 075-414-4710]
向日市、長岡京市、大山崎町	乙訓保健所 環境衛生課(環境係) 〒617-0006 向日市上植野町馬立8番地 [TEL 075-933-1341 FAX 075-932-6910]
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、 久御山町、井手町、宇治田原町	山城北保健所 環境課(廃棄物対策係) 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 [TEL 0774-21-2913 FAX 0774-21-2163]
木津川市、笠置町、和束町、精華町、 南山城村	山城南保健所 環境衛生課(環境係) 〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 [TEL 0774-72-4303 FAX 0774-72-8412]
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹保健所 環境衛生課(環境係) 〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 [TEL 0771-62-4755 FAX 0771-62-0451]
福知山市	中丹西保健所 環境衛生課(環境係) 〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91番地 [TEL 0773-22-6383 FAX 0773-22-0429]
舞鶴市、綾部市	中丹東保健所 環境衛生課(環境係) 〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23 [TEL 0773-75-1156 FAX 0773-76-7897]
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	丹後保健所 環境衛生課(環境係) 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地 [TEL 0772-62-1361 FAX 0772-62-4342]

※ 申請は、事前に各窓口へお問い合わせの上、ご予約をとってからお越しください。

※ 京都市内で積替え又は保管を含む産業廃棄物収集運搬業、又は京都市内でのみ業務を行う場合、京都市へ申請してください。

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課 〒604-8571 京都市京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 [TEL 075-222-3957 FAX 075-221-6550]
--

2 許可の要件

許可を受けるための要件は次の(1)～(4)のとおりです。許可申請に際しては、これらの要件をあらかじめ満足しておく必要があります。

(1) 知識及び技能【(産廃)法第14条第5項、省令第10条第2号 (特管)法第14条の4第5項、省令第10条の13第2号】

申請者は、産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業を的確に行うに足りる知識及び技能を有していなければなりません。

そのため、次に掲げる者^{【注3】}が(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施している「(特別管理)産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の収集運搬課程」を修了^{【注4】}していることが必要です。

なお、(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可を新規に申請される場合には、原則として新規許可講習会の受講が必要ですが、他の自治体で(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可を受けている場合は、更新許可講習会の修了証(本府への申請日から2年以内のもの)でも新規許可申請が可能です。

【注3】 講習会の修了者

【法人の場合】

「その代表者」、「その業務を行う役員(監査役を除く.)」、「政令で定める使用人^{【注8】}」のいずれか

【個人の場合】

「申請者本人」、「政令で定める使用人^{【注8】}」のいずれか

【注4】 講習会修了証の有効期間

【新規許可講習会】 5年 ※ 講習会修了日から起算して5年以内

【更新許可講習会】 2年 ※ 講習会修了日から起算して2年以内

※ 新規許可申請は「許可申請日」が有効期間内であることが必要です。

※ 更新許可申請は現行の「許可期限日」が有効期間内であることが必要です。

(2) 経理的基礎【(産廃)法第14条第5項、省令第10条第2号 (特管)法第14条の4第5項、省令第10条の13第2号】

業務を的確に、かつ、継続して行うことができる経理的基礎^{【注5】}を有することが必要です。

審査に当たっては、経理的基礎を有するか否かを判断するために、申請添付書類以外に経営状況に関する書類等の提出を別途求めることがあります。

【注5】 経理的基礎

- ・ 事業計画が、法の諸規定により処理業を行う上で適切なものであり、また、当該計画により行われる事業に必要な設備、機材等の整備に要する資金額が、類似の他事業と比較して妥当である。
- ・ 事業の開始に要する資金の調達に確実性がある。
- ・ 資金の借入を行う場合には、事業収支計画が実行可能な借入金の返済を見込んだものである。
- ・ 決算状況、資産状況及び法人税又は所得税の申告納付状況(利益計上・債務超過でない)により、法人又は個人として事業の継続性や借入資金の返済の可能性がある。

(3) 欠格要件【(産廃)法第14条第5項第2号 (特管)法第14条の4第5項第2号】

申請者が次のいずれにも該当しないことが必要です。許可後であっても、欠格要件に該当した場合、許可が取り消されることとなります。

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの^{【注6】}

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの^{【注7】}若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しな

い者

ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号において同じ。)であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)

ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

3 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が1又は2のいずれかに該当するもの

4 法人でその役員又は政令で定める使用人^[注8]のうちに1又は2のいずれかに該当するもの

5 個人で政令で定める使用人^[注8]のうちに1又は2のいずれかに該当する者のあるもの

6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

[注6] 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

[注7] その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの

①大気汚染防止法、②騒音規制法、③海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、④水質汚濁防止法、⑤悪臭防止法、⑥振動規制法、⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、⑧ダイオキシン類対策特別措置法、⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

[注8] 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

① 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(4) 施設に係る基準【(産廃)法第14条第5項、省令第10条第1号 (特管)法第14条の4第5項、省令第10条の13第1号】

次の基準に従って、必要な施設等を整備する必要があります。

○ 産業廃棄物収集運搬業の場合

① 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

○ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合

① 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

② 廃油、廃酸又は廃アルカリの収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。

③ 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。

④ 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。

⑤ その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。

○ 収集運搬施設について

(1) 運搬施設を有することについて

自己の事業に供されるものであることから、使用权がある運搬車両を有すること。

※ 他者から運搬車両を貸借する場合にあって、申請者の従業員でない者に運搬車両を運転させるなど、(特別管理)産業廃棄物の収集運搬を行わせる行為は、名義貸し又は再委託に該当する可能性があるため、原則として認められません(再委託基準はP.9を参照)。

(2) (特別管理)産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬施設について

① 運搬車両について

感染性産業廃棄物を運搬する車両は、原則として保冷車であること。

② その他の運搬施設について

・ 保冷車以外の運搬車両を用いて、感染性産業廃棄物を運搬する場合は、保冷構造を有する容器等(クーラーボックス等)を使用し、他のものと混合するおそれのないこと。

・ 燃え殻、汚泥、ばいじん、鉱さい等粉末又は泥状の産業廃棄物を直接積載することが不適当な運搬車両で運搬する場合は、オープンドラム、フレコン袋等の収納容器に収容し積載すること。(運搬車両は収納容器が積載可能なものに限る。)

・ 廃油、廃酸又は廃アルカリ等液状の産業廃棄物を直接積載することが不適当な運搬車両で運搬する場合は、ポリタンク等の収納容器に収容し積載すること。(運搬車両は収納容器が積載可能なものに限る。)

③ 不適格な運搬施設について

荷台に側板等を設置し積載能力以上の積載が行われる恐れのある運搬車両、違法な改造がされた運搬車両等は、(特別管理)産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬施設と解しない。

3 許可申請手続

(1) 許可申請書

必要な事項を記入し、別表2（P.14）に示す必要な添付書類を添えて、次の区分に応じて提出してください。

また、特別管理産業廃棄物収集運搬業のうち、廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物に係る申請については、別途、必要な書類があるため、窓口へ事前にお問い合わせください。

区 分		窓 口	提 出 部 数
収集運搬業 (積替え又は保管を含まない)	所在地が京都府内（京都市内を除く。）	所 管 保 健 所	1部（正1部）
	所在地が京都市内又は他府県	循環型社会推進課	

※ 申請は、事前に各窓口へお問い合わせの上、ご予約をとってからお越しください。

※ 許可申請等の相談・受付の窓口（P.1）を確認ください。

※ 受付印を押印した控えが必要な場合は、2部ご用意ください。

(2) 許可申請手数料

許可申請手数料は次のとおりです。

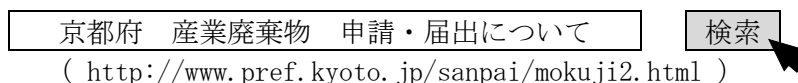
業の区分	新規許可	変更許可	更新許可
産業廃棄物収集運搬業	81,000円	71,000円	73,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000円	72,000円	74,000円

※ 一度納付された申請手数料はいかなる場合でも返還しませんので、ご注意ください。

(3) 様式・添付書類

様式や添付書類は本府ホームページのほか、申請窓口、郵送（返信用封筒の送付）で入手することができます。

なお、申請書式や手引を入手されても、法律の改正等の理由により、書式や添付書類が変更されていることがありますので、提出される前には必ず様式や添付書類の変更の有無を確認してください。



(4) 留意事項

- ① 取り扱うことができる(特別管理)産業廃棄物は、許可証に記載してある種類に限られており、その他の(特別管理)産業廃棄物を取り扱うことはできません。
- ② 京都府全域で業務を行う場合（京都市で積替え又は保管を行う場合を除く。）は、京都府知事のみが許可を受けることとなります。
- ③ 他の都道府県において業務を行おうとする場合は、当該知事（政令市内で積替え又は保管を行う場合又は一の都道府県内の一の政令市内のみで業務を行う場合は政令市長）の許可が必要です。

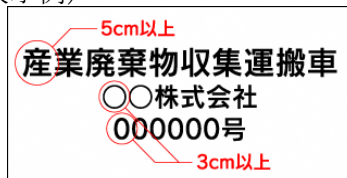
4 (特別管理)産業廃棄物収集運搬業を行う上での基準等

(1) (特別管理)産業廃棄物収集運搬基準【(産廃)法第14条第12項 (特管)第14条の4第12項】

(特別管理)産業廃棄物の収集運搬に当たっては、次の基準を守る必要があります。

- ① (特別管理)産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ② (特別管理)産業廃棄物の収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ (特別管理)産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ④ 運搬車及び運搬容器は、(特別管理)産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ⑤ 船舶を用いて(特別管理)産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、(特別管理)産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨、氏名又は名称及び許可番号を規則様式第1号により船橋の両側(船橋のない船舶にあっては両げん)に鮮明に表示すること。
- ⑥ 車両を用いて(特別管理)産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、車体の両側面に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び統一許可番号(許可番号の下6桁)を規定の大きさ^[注9]で識別しやすい色の文字で鮮明に表示すること。

(表示例)



[注9] 規定の大きさ

- ・「産業廃棄物収集運搬車」 (JIS Z8305 140 pt 以上)
- ・許可業者の氏名又は名称 (JIS Z8305 90 pt 以上)
- ・統一許可番号(下6桁) (JIS Z8305 90 pt 以上)



特別管理産業廃棄物を運搬する場合でも、産業廃棄物と表示して問題ありません。



マグネットシートなど、着脱可能な表示でも問題ありません。



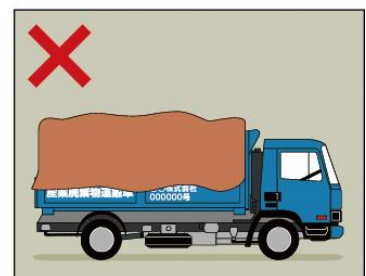
左右で表示位置が違っていても、また、荷台や被牽引車に表示しても問題ありません。



表示する字は原則として印刷された文字になります。



産業廃棄物を運んでいることや、正式な名称が一見して分からない略称や屋号を使うことはできません。

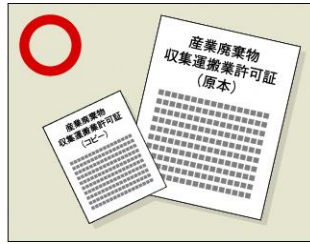


表示が隠れていたりすると、表示義務違反になります。

- ⑦ 船舶又は運搬車を用いて(特別管理)産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、船内又は車内に許可証の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)を備え付けておくこと。
 なお、電子マニフェストを利用している場合、産業廃棄物管理票の代わりに電子マニフェスト使用証及び必要事項^[注10]を記載した書類(携帯電話等で常に確認できる状態であれば、電子情報も可)で代替できます。



電子マニフェストの場合、
書面の代わりに電子情報や
連絡機器で代替できます。



携帯する許可証の写しは
原本と同じ大きさでなく
とも問題ありません。

[注 10] 必要事項

- ・ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・ 積載した事業場の名称、連絡先
- ・ 運搬先の事業場の名称、連絡先

- ⑧ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。
- ⑨ 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- ⑩ 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。(次の場合であって、他の物が混入するおそれのない場合を除く。)
 - ・ 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合
 - ・ 特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合
 - ・ 特別管理産業廃棄物である基準不適合水銀等処理物と特別管理一般廃棄物である基準不適合水銀処理物とが混合している場合
 - ・ 特別管理産業廃棄物である基準適合水銀等処理物と特別管理一般廃棄物である基準適合水銀処理物とが混合している場合
- ⑪ 収集又は運搬の際に、特別管理産業廃棄物の種類、取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、携行すること。(運搬容器にこれらの事項が表示されている場合を除く。)
- ⑫ 感染性廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物若しくはPCB処理物又は廃水銀等の収集又は運搬を行う場合には、必ず構造基準(密閉できること、収納しやすいこと、損傷しにくいこと)を満たす運搬容器に収納して、収集し、又は運搬すること。

(2) (特別管理)産業廃棄物収集委託基準【(産廃)法第12条第6項 (特管)第12条の2第6項】

排出事業者から(特別管理)産業廃棄物の収集運搬の委託を受ける場合には、次の事項を記載した委託契約書を作成し、(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付することが必要です。

- ① 受託する(特別管理)産業廃棄物の種類及び数量
- ② 運搬の最終目的地の所在地
- ③ 委託契約の有効期間
- ④ 委託者が受託者に支払う料金
- ⑤ 受託者の(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲
- ⑥ 受託者が積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる(特別管理)産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
- ⑦ 受託者が積替え又は保管を行う場合において、安定型産業廃棄物を当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項
- ⑧ 受託する(特別管理)産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- ⑨ 受託する(特別管理)産業廃棄物の通常の保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
- ⑩ 受託する(特別管理)産業廃棄物と他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- ⑪ JIS C0950に規定する含有マークが付されたものである場合には、含有マークの表示に関する事項
- ⑫ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は

その旨

- ⑬ 受託する(特別管理)産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- ⑭ ⑧～⑬の情報に変更があった場合の情報伝達に関する事項
- ⑮ 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項
- ⑯ 委託契約を解除した場合の処理されない(特別管理)産業廃棄物の取扱いに関する事項

また、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を受託する際は、次の事項についてあらかじめ排出事業者から文書で通知を受けなければなりません。

- ① 受託する特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- ② 受託する特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(3) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)【法第12条の3第1項、第3項、第9項、第12条の4第2項】

(特別管理)産業廃棄物の収集又は運搬を受託する際は、次の事項を記載したマニフェストの交付を排出事業者から受けなければなりません。

なお、マニフェストの交付を受けずに(特別管理)産業廃棄物の引き渡しを受けると罰則の対象となります。

- ① 当該受託に係る産業廃棄物の種類及び数量
- ② 運搬受託者の氏名又は名称
- ③ 処分受託者の氏名又は名称
- ④ 管理票の交付年月日及び交付番号
- ⑤ 排出事業者の氏名又は名称及び住所
- ⑥ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- ⑦ 管理票の交付を担当した者の氏名
- ⑧ 運搬又は処分を受託した者の住所
- ⑨ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- ⑩ 産業廃棄物の荷姿
- ⑪ 最終処分を行う場所の所在地
- ⑫ 中間処理業者が交付者である場合には、交付又は回付された産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号又は登録番号
- ⑬ 産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

(特別管理)産業廃棄物の収集又は運搬を終了したときは、交付された管理票に次の事項を記載し、10日以内に委託者にその写しを送付しなければなりません。

- ① 氏名又は名称
- ② 運搬を担当した者の氏名
- ③ 運搬を終了した年月日
- ④ 積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物(有償で譲渡できるものに限る。)の拾集を行った場合には、拾集量

また、管理票交付者に管理票の写しを送付したときは当該管理票を当該送付の日から、処分業者から管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、5年間保存しなければなりません。

(4) 委託者への通知【(産廃)法第14条第13項、第14項、第14条の2第4項、第5項 (特管)法第14条の4第13項、第14項、第14条の5第4項、第5項】

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者は、現に委託を引き受けた(特別管理)産業廃棄物の収集、運搬を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある次の事由が生じたときは、10日以内に、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければなりません。

- | |
|---|
| ① 産業廃棄物処理業等の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の処理がその事業の範囲に含まれないこととなった場合。
② (特別管理)産業廃棄物処理業者等が欠格要件(その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者、暴力団員等及び暴力団員等がその事業活動を支配する者を除く。)に該当するに至った場合
③ 法第14条の3の規定による事業停止命令を受けた場合 |
|---|

通知をしたときは当該通知の写しを当該通知の日から5年間保存しなければなりません。

- | |
|---|
| ① (特別管理)産業廃棄物収集運搬業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
② 上記事由が生じた年月日及び当該事由の内容 |
|---|

(5) 帳簿の記載【(産廃)法第14条第17項、省令第10条の8第2項第1号、第2号 (特管)法第14条の4第18項、省令第10条の21第2項】

帳簿を事業場に備え、次の事項を(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに、毎月末までに前月分を記載し処理状況を把握しなければなりません。

また、帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

収集又は運搬				運搬の委託(再委託)				
収集又は運搬年月日	交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 ^(※1)	受入先ごとの受入量	運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	積替え又は保管を行う場合は、積替え又は保管場所ごとの搬出量	委託年月日	受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号 ^(※2)	運搬先ごとの委託量

産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、各事項にその旨を明らかにしてください。

※1 交付又は回付された日から10日以内に記載しなければなりません。

※2 マニフェストに係る産業廃棄物の引き渡しまでに記載しなければなりません。

(6) 収集運搬の再委託【(産廃)法第14条第16項 (特管)法第14条の4第16項】

収集若しくは運搬の委託を受けた(特別管理)産業廃棄物の運搬を他人に再委託することは原則、禁止されています。ただし、事故等の理由により運搬ができない場合などの理由により、再委託が必要な場合、次の基準を満たさなければなりません。

- | |
|---|
| ① 排出事業者に対して、再受託者の氏名又は名称及び再受託者が再委託しようとする(特別管理)産業廃棄物の収集運搬業許可を有することを明らかにし、再委託についてあらかじめ排出事業者から必要な事項 ^[注11] を記載した書面による承諾を得ること。
② 再受託者に(特別管理)産業廃棄物を引き渡す際に、契約書の記載事項のうち定められた事項 ^[注12] について記載した文書を再受託者に交付すること。
③ 再受託者との間で再委託契約を書面で締結すること。なお、契約書の記載事項は通常の委託契約の場合と同じである。 |
|---|

[注11] 再委託承諾書の記載事項

- | |
|---|
| ① 委託した(特別管理)産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量
② 受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
③ 承諾の年月日
④ 再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号 |
|---|

[注12] 再委託時に交付する文書の記載事項

- | |
|---|
| ① 委託される(特別管理)産業廃棄物の種類及び数量
② 運搬の最終目的地の所在地 |
|---|

5 許可取得後に必要な手続等

(1) 許可の有効期間と更新手続

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可には有効期限があり、有効期限後も引き続いて業務を行う場合は、有効期限を迎えるまでに更新許可申請を行う必要があります。更新許可申請を行う場合は、次のことに注意してください。

- ① 許可の有効期間は5年（優良認定を受けた場合、7年）であり、許可証に記載してある有効年月日の翌日から許可は失効します。
ただし、有効期限内に許可申請が行われた場合は、有効期限の満了後であっても許可が下りるまでの期間は、継続して事業を行うことができます。
- ② 更新許可申請から新しい許可証の発行までに約2箇月を要するため、有効期限の2箇月前までに更新許可申請を行ってください（有効期限の3箇月前から申請書の受付を開始します。）。
なお、更新の案内は、本府から行いませんので、注意してください。
- ③ 更新許可の基準は、原則として新規に許可を取得しようとする者に対する基準と同様となります。なお、更新に際しては、あらかじめ(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会を修了しておく必要があります。

更新許可申請時の添付書類については、前回申請時（変更届がある場合は届出時）から変更がない書類を一部省略することができますが、公的機関が発行する書類（住民票の写し、法人の登記事項証明書、納税証明書等）は省略することができませんので、余裕を持って申請書類の準備を進めてください。

また、更新許可時において、優良基準【注13】を満たす事業者は、優良認定を受けることができます。優良認定を受けた場合、当該許可の有効期間が5年から7年に延長されるほか、許可証に「優良」の文字が記載されます。

※ 優良認定を受ける場合、別途、必要書類がありますので、窓口へ事前にお問い合わせください。

※ 優良基準【注13】に適合しない場合、許可基準を満たせば許可取得はできますが、許可期限の延長等の特例を受けることはできません。

※ 優良基準【注13】に適合していても、許可基準を満たしていない場合、不許可になります。

【注13】 優良基準

① 遵法性に係る基準

現在、受けている許可の有効期間内において、環境大臣又はいずれの自治体からも特定不利益処分（法の規定による許可等の取消し、命令等）を受けていないこと

② 事業の透明性に係る基準

申請日から前6箇月（既に優良認定を受けている業者にあつては、優良認定業者として許可を受けた日から申請日）において、インターネットを利用する方法により、法定事項を規定頻度で公表していること

③ 環境配慮の取組に係る基準

環境に配慮した事業活動を行っていることの証明として、ISO14001 又はエコアクション 21（これと相互認証されている認証制度を含む）による認証を受けていること

④ 電子マニフェストに係る基準

電子マニフェストシステム（情報処理センターが運営）に加入しており、電子マニフェストが利用可能であること

⑤ 財務体質の健全性に係る基準

- ・ 法人である場合、直前3年の各年度における自己資本比率が零以上であること
- ・ 法人である場合、「直前3年のいずれかの年度における自己資本比率が10%以上あること」又は「前年度における営業利益金額等が零を超えること」のいずれかに該当すること
- ・ 各種税のほか、社会保険料等を滞納していないこと
- ・ 最終処分場を有す場合、維持管理積立金の積立てを行っていること

※ 優良産廃処理業者認定制度の詳細については、環境省ホームページを参照してください。
(<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>)

(2) 変更許可【(産廃)法第14条の2第1項 (特管)法第14条の5第1項】

次のような場合には、あらかじめ変更許可を受ける必要があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類を追加する場合(限定条件の変更及び石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の取扱いの有無も含まれます。)② 積替え又は保管を行う場合(施設整備の必要があるため、事前協議が必要) |
|---|

(3) 変更届【(産廃)法第14条の2第3項、省令第10条の10の2 (特管)法第14条の5第3項、省令第10条の23の2】

次のような場合には、変更の日から10日(法人の登記事項証明書の変更が必要なものは、30日)以内に変更届を提出する必要があります。

また、変更届に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを行います。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 住所、氏名又は名称を変更した場合② 政令で定める使用人、法定代理人、法人にあっては役員、相談役又は顧問、100分の5以上所有している株主・出資者等を変更した場合③ 事務所及び事業場の所在地を変更した場合④ 事業の用に供する主要な施設(収集運搬車両等)を変更した場合⑤ 京都市内の積替え保管施設の有無を変更した場合 |
|--|

変更届の様式及び添付書類は、本府ホームページのほか、申請窓口から入手することができます。詳しくは、様式・添付書類(P.5)を確認してください。

なお、変更届については郵送による受付も認めています。許可証の書換えを要する場合にあって、郵送を希望する場合には、返信用封筒の送付が必要です。

(4) 廃止届【(産廃)法第14条の2第3項 (特管)法第14条の5第3項】

事業の全部又は一部を廃止した場合は、その廃止の日から10日以内に届け出なければなりません。なお、届出の際には、許可証を返納してください。

※ 一部の廃止とは、取り扱う(特別管理)産業廃棄物の減少、業種の縮小等を言う。

(5) 欠格要件等該当届【(産廃)法第14条の2第3項 (特管)法第14条の5第3項】

欠格要件(P.2～3に掲げる事項のうち、イ以外)に該当した場合は、該当した日から2週間以内に届け出なければなりません。届出の際には、廃止届も同時に提出し、許可証を返納してください。

また、許可を受けた者や法人にあってはその役員^[注14]、法定代理人又は政令で定める使用人^[注8]が精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった場合(認知症の診断を受けたり、事故等により重度の知的障害や精神障害を負ったりした場合)にも同様の届出が必要となりますので、窓口へ事前にお問い合わせください。

[注14] 役員について

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を言う。

(6) 許可証の再交付

許可証を紛失又はき損した場合は、速やかに再交付申請書を提出し許可証の再交付を受けてください。再交付後に紛失した許可証を発見した場合は速やかに返納してください。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類

区分	種類	内容・例示等	
産業廃棄物	燃え殻	産業廃棄物の焼却灰、活性炭等	
	汚泥	し尿を含まない排水処理施設の余剰汚泥、建設汚泥、各種泥状物	
	廃油	鉱物性廃油及び動植物性廃油	
	廃酸	水素イオン濃度指数 7.0 未満の酸性廃液	
	廃アルカリ	水素イオン濃度指数 7.0 を超えるアルカリ性廃液	
	廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る廃プラスチック類	
	ゴムくず	天然ゴムのくず（合成ゴムは廃プラスチック類）	
	金属くず	鉄くず、空きかん、ブリキ・トタン等	
	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、 陶磁器くず、耐火レンガくず等	
	鉱さい	高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい等	
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片等	
	ばいじん	大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
	特定の 事業活動に 伴うもの	紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業及びパルプ、紙、紙加工品製造業にて生ずる紙くず（古紙を含む。）
木くず		建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業にて生ずる木くず並びに木材の輸入を行っている総合商社、貿易商社等の輸入木材に係る木くず、貨物の流通のために使用したパレット等	
繊維くず		建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）にて生ずる天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類）	
動植物性残さ		食料品製造業、医薬品製造業及び香料製造業で原料として使用した動植物に係る固形状の不要物	
動物系固形 不要物		と畜場においてとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	
動物のふん尿		畜産農業に伴って生ずる家畜のふん尿	
動物の死体		畜産農業に伴って生ずる動物の死体	
13 号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、以上の産業廃棄物に該当しないもの（例：有害汚泥等のコンクリート固化物）		
特別管理 産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類及び軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）	
	廃酸	著しい腐食性を有する水素イオン濃度指数 2.0 以下の廃酸	
	廃アルカリ	著しい腐食性を有する水素イオン濃度指数 12.5 以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	感染性病原体が含まれ若しくは付着している産業廃棄物又はそのおそれのある産業廃棄物	
	特定の 有害産業 廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
		PCB汚染物	PCBが塗布、染み込み、付着、又は封入されている産業廃棄物
		PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの、廃油(0.5mg/kg)、廃酸又は廃アルカリ(0.03mg/L)、廃プラスチック類又は金属くず(付着又は封入)、それ以外(0.003mg/L)
		廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの、水銀使用製品産業廃棄物等から回収した廃水銀、水銀の精製に伴って生じた残さ等
		廃石綿等	吹付石綿除去物、石綿保温剤・断熱材等の建材（飛散性のない石綿スレート管等を除く。）
		鉱さい	
		燃え殻	含まれる有害物質等が基準に適合しないもの
		汚泥	(有害物質等)
		廃油	アルキル水銀、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類
ばいじん			
13 号廃棄物			

許可申請を行う事業の範囲に、次の性状を有する産業廃棄物を含むものであるか否かについては、許可申請書の「事業の範囲」で明確にしてください。

なお、石綿含有産業廃棄物と水銀使用製品産業廃棄物を含む場合については、収集運搬基準（P. 6～7）が含まない場合と異なりますので、運搬に際して、当該産業廃棄物が破損しないような対策を講じる必要があります。

名 称	内 容 ・ 例 示 等
石綿含有産業廃棄物	石綿を含む建材であって、廃石綿等に該当しないもの（飛散性のない石綿スレート管等）
水銀使用製品産業廃棄物	水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったもの（例：水銀使用が明らかな廃蛍光灯、廃電池等）
水銀含有ばいじん等	水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい（1kg 又は 1L 当たり 15 mg を超えて含有するもの）